

尾張旭市地域公共交通会議開催要綱の一部改正について

尾張旭市地域公共交通会議開催要綱の一部を改正する要綱

尾張旭市地域公共交通会議開催要綱の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>(目的)</p> <p>第1条 尾張旭市地域公共交通会議（以下「交通会議」という。）は、道路運送法（昭和26年法律第183号）及び地域公共交通の活性化及び再生に関する法律（平成19年法律第59号。以下「<u>活性化再生法</u>」という。）の規定に基づき、地域における需要に応じた住民の生活に必要なバス等の旅客輸送の確保その他旅客の利便の増進を図り、地域の实情に即した輸送サービスの実現に必要な事項並びに地域公共交通計画の作成及び実施に関し必要な事項について協議するため開催する。</p> <p>(所掌事務)</p> <p>第2条 交通会議は、次に掲げる事項について協議を行うとともに、地域公共交通計画に位置付けられた事業を実施する。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) <u>活性化再生法</u>に規定する地域公共交通計画に関する以下の事項</p> <p>ア 地域公共交通計画の作成及び変更に関する事項</p> <p>イ 地域公共交通計画の実施に関する事項</p> <p>(3)・(4) (略)</p>	<p>(目的)</p> <p>第1条 尾張旭市地域公共交通会議（以下「交通会議」という。）は、道路運送法（昭和26年法律第183号）及び地域公共交通の活性化及び再生に関する法律（平成19年法律第59号。以下「<u>地域交通法</u>」という。）の規定に基づき、地域における需要に応じた住民の生活に必要なバス等の旅客輸送の確保その他旅客の利便の増進を図り、地域の实情に即した輸送サービスの実現に必要な事項並びに地域公共交通計画の作成及び実施に関し必要な事項について協議するため開催する。</p> <p>(所掌事務)</p> <p>第2条 交通会議は、次に掲げる事項について協議を行うとともに、地域公共交通計画に位置付けられた事業を実施する。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) <u>地域交通法</u>に規定する地域公共交通計画に関する以下の事項</p> <p>ア 地域公共交通計画の作成及び変更に関する事項</p> <p>イ 地域公共交通計画の実施に関する事項</p> <p>(3)・(4) (略)</p>

附 則

この要綱等は、令和5年9月15日から施行する。